

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 26 年 8 月 1 日

神奈川県監査委員 真 島 審 一
 同 高 岡 香
 同 長 峯 徳 積
 同 古 沢 時 衛
 同 岩 本 一 夫

1 措置の対象となった監査の結果

平成 26 年 4 月 28 日（神奈川県公報号外第 30 号）神奈川県監査委員公表第 6 号で公表した不適切事項が認められた監査実施団体 4 団体全て

2 監査の結果及び講じた措置の内容

< 財政的援助団体等 >

監査実施 団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
株式会社かな がわ G A パー トナーズ	平成25年12月 24日（平成25 年10月29日職 員調査）	（不適切事項） 収入事務において、平成 24年 4 月 1 日の平塚市民感 謝の日の入園料金について 割引料金設定をしているに もかかわらず、通常料金を 徴収していた。	不適切事項については、関係規定の 理解が不十分であったことによるもの であり、割引相当額については、入園 者からの申し出により還付することと した。 今後は、このようなことがないよ う、関係規定の理解の向上を図るとと もに、確認体制を強化することによ り、適正な事務執行に努めることとし た。 県は、今後の適正な事務処理の徹底 について指導した。
公益財団法人 神奈川県 私立幼稚園 退職基金財 団	平成26年 1 月 21日（平成25 年11月18日職 員調査）	（不適切事項） 補助金事務において、 県に神奈川県私学教職員 退職基金財団補助金の交 付を申請するに当たり、 申請額の算定を誤り、補 助金5,720円を過大に受け ていた。	不適切事項については、申請額の 確認が不十分であったことによるも のであり、過大に交付された補助金 については、平成26年 2 月20日、県 に返納した。 今後は、このようなことがないよ う、複数の職員による確認を徹底す

			ることにより、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務処理の徹底について、指導した。
公益財団法人かながわ国際交流財団	平成25年11月28日（平成25年10月22日及び同月23日職員調査）	（不適切事項） 補助金事務において、「財団法人かながわ国際交流財団補助金交付決定通知書」及び「神奈川県国際学生会館運営費補助金交付決定通知書」に定められた消費税仕入控除税額報告書を県に提出していなかった。また、これにより、「財団法人かながわ国際交流財団補助金」については、消費税仕入控除税額相当分573,446円が返還されていなかった。	不適切事項については、関係規定の理解が不十分であったことによるものであり、消費税仕入控除税額相当分については、平成26年2月19日に県に返還した。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務処理の徹底について、指導した。
地方独立行政法人神奈川県立病院機構	平成25年11月14日（平成25年10月7日から同月10日まで職員調査）	（不適切事項） 決算整理事務において、循環器呼吸器病センター自動再来受付機の賃貸借契約がファイナンス・リース取引に該当するにもかかわらず、通常の売買取引に係る方法に準ずる会計処理を行っていなかった。	不適切事項については、決算時における所属から本部事務局へのファイナンス・リース取引に該当するリース契約の報告漏れによるものであり、所属向けの説明会等で報告手続きの周知徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務処理に留意するよう求めていくこととした。